

第1回インフラメンテナンス大賞

応募要領

平成28年11月

1 インフラメンテナンス大賞の趣旨

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられています。

これらのインフラの老朽化が今後も進行していく中で、インフラによってもたらされる我が国の活力や生活、環境、景観、安全・安心の機能を維持していくためには、インフラのメンテナンスに国全体で取り組む必要があります。

この表彰は、我が国のインフラが直面する老朽化やその対策に必要となる担い手不足の問題に対応して、インフラメンテナンスの現場における工夫やメンテナンスを支える活動、インフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果を収めた取組の関係者を顕彰することで、我が国のインフラの機能の維持を目指すものです。

2 表彰の対象

以下のア～ウの3つの部門において、日本国内の社会資本のメンテナンスに係る優れた取組や技術開発の関係者（個人又はグループ）を表彰します。

ア メンテナンス実施現場における工夫部門

現場のインフラメンテナンス活動における工夫による優れた成果

イ メンテナンスを支える活動部門

市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献する活動の優れた成果（メンテナンス実施現場における工夫部門、技術開発部門に該当するものを除く）

ウ 技術開発部門

調査・計測手法、計画・設計手法、施工技術、施工システム、維持管理手法（点検・診断技術、モニタリング技術を含む）、材料・製品、機械、維持管理データ管理におけるインフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果

※本表彰でいう「社会資本」又は「インフラ」とは、日本国内の別表に掲げるものを

います。

※本表彰でいう「メンテナンス」とは、社会資本の維持、補修、修繕等の維持管理及び更新のことをいい、料金徴収のみの業務は含まれません。

3 受賞候補者に必要な資格

- (1) 表彰の対象となるグループの構成員は、原則として7名以内とします。グループの構成員は同一の企業、事業所、部署等に所属している必要はありません。
- (2) 受賞候補者（グループ等の構成員を含む）及び受賞候補者が属する企業の国籍は問いません。
- (3) 既に国家栄典（叙勲、褒章）を受けている方は受賞対象とはなりません。ただし、中央省庁又はその他の機関（地方公共団体、業界団体等）による表彰制度の受賞者は対象となります。
- (4) 今回の表彰において、複数の分野、部門に応募、又は同一分野、同一部門内で複数の応募はできません。
- (5) 国家公務員の場合は、国家公務員以外を含むグループの構成員である場合のみ応募できます。
- (6) 今回本賞に応募された方（受賞者も含む）についても、新たな内容又は今回の応募時のものと比べて付加的な事由が存在する場合には、次回以降再応募することができません。
- (7) 受賞した応募内容を開示することについて問題が無いことを条件とします。
- (8) 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことが条件です。
- (9) 禁固刑以上の刑歴を有する場合及び社会通念上不適切と思われる場合は受賞対象から除外します。

4 審査及び表彰

有識者で構成される選考委員会を設置し、選考委員会での審査を経て、受賞者の選出を行います。「メンテナンス実施現場における工夫部門」、「メンテナンスを支える活動部門」、「技術開発部門」の各部門の審査・選考にあたっては、次の項目を総合的

に勘案して行います。

なお、受賞者の数は、総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、防衛大臣賞をそれぞれ各部門 1 件及び情報通信技術の優れた活用がなされている取組について総務大臣賞を 1 件、特別賞を 6 件程度、優秀賞を最大 18 件程度です。

独創性、積極性・継続性（克服課題の難易度等）、地域性（地域特性の活用等）、生産性・効率性（業務効率向上、安全性確保、品質確保、応用可能性、コスト縮減等）、メンテナンス分野への影響（異分野参入、担い手確保、理念普及、市場シェア、先導的役割）

5 応募方法

(1) 応募書類等

応募にあたっては、所定の応募書類等を作成していただく必要があります。応募書類は以下のホームページからダウンロードをお願いします。

ホームページ：

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000142.html

(2) 応募書類等の提出

応募にあたっては、所定の応募書類等について、下記に記載のとおり、応募専用アドレスに電子メールにて送付いただくとともに、下記の送付先まで郵送で送付してください。なお、提出された応募書類等は返却いたしませんので、ご了承願います。

提出物は以下のとおりです。資料はすべて A4 判としてください。

[電子メールで送付する資料]

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 応募様式の電子データ（PDF 形式及び Excel データ） | 各 1 部 |
| 様式—1（応募申請書） | |
| 様式—2（取組概要） | |

- 様式—3（応募者情報）
- 様式—4（取組詳細）（共通）
- 様式—5（取組詳細）（技術）※技術開発部門に応募する場合のみ
- 様式—6（取組詳細）（その他）
- 様式—7（応募要件確認書）※押印無しでデータで構いません

[郵送する資料]

- (1) 応募様式の紙媒体 各2部
 電子メールで送付した各様式
 (様式—7については署名、押印された紙原紙)

- (2) 応募様式の電子データを保存した記録メディア 2部

- (3) プレゼンテーションビデオを保存した記録メディア 2部

※(2)、(3)の記録メディアはCD-R又はDVD-R、Windows対応

※(2)、(3)の記録メディアはまとめても構いません。

(3) その他

ア 応募に際して手数料等はありません。ただし、送料は応募者の負担とさせていただきます。

イ 郵送の場合には、簡易書留又は宅配便にて郵送してください。

ウ 提出された書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。

エ 郵送中の事故や通信障害等で応募書類が届かない等の問題が発生した場合についても責任を負いかねます。

オ 応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。

カ 応募書類は日本語で記載してください。

キ 受賞候補者の審査にあたって、書類内容の確認、追加資料の提出のお願いなど、事務局から応募者に対して連絡をさせていただくことがあります。

ク 応募書類に記載する文書、図表、写真、イラストなどは著作権等に留意し、

使用許可が発生する場合は、応募者の責任において必ず許可を得てください
(他者の著作物を引用する場合などは出所を明示してください)。

ケ 受賞者発表前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。

【応募書類の提出先】

電子メールの場合：hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp

※送信するメールの件名は、「第1回インフラメンテナンス大賞の応募」として
ください。

※送付するメール1通あたりの容量は5メガバイト以内としてください。

※連絡先として、メールに企業、団体等名、所属名、担当者氏名、電話番号、
メールアドレスを記載ください。

郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課

第1回インフラメンテナンス大賞担当 宛

6 応募期間

平成28年11月17日(木)から平成28年12月28日(水)までとなります
(期日までに必着)。

7 受賞者の発表・表彰式

(1) 受賞者の発表

受賞者の発表は平成29年3月を予定しています。受賞者及び受賞内容については、受賞した取組の代表者あてに通知します。

(2) 表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。受賞者に対しては、表彰状及び楯の授与を行います。表彰式等の詳細については追って公表します。

なお、表彰発表後に禁固刑以上の刑に処された場合及び社会通念上不適切と判

断される状況が明らかとなった場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納することとします。

(3) 受賞後の広報・PR等

受賞者の方には、受賞後の広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 インフラメンテナンス大賞担当

E-Mail : hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp

※原則、上記 E-mail にてお問い合わせください。

これにより難しい場合は、下記電話または F A X にてお問い合わせください。

(T E L) 0 3 - 5 2 5 3 - 8 9 1 2

(F A X) 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 5 1

受付期間 : 平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日 (木) ~ 平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日 (月)

(土 ・ 日 ・ 休日を除く平日の 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 までとします。ただし 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 は除きます。)

分野		対象施設
国土交通省関係	道路	道路施設(橋梁、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)等)
	河川・ダム・砂防・海岸	河川(ダム・堰・水門・堤防等)、砂防関係施設、海岸保全施設(水管理・国土保全局所管)
	下水道	下水道施設
	港湾・海岸	港湾の施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)、海岸保全施設(港湾局所管)
	空港	空港土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等)
		航空保安施設
		空港機能施設(航空旅客の取扱施設)
	鉄道	鉄道(線路、停車場、電気設備、運転保安設備)
		軌道(軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備)
		索道(索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備)
	自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)
	航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)
公園	都市公園等(都市公園、特定地区公園(カントリーパーク))	
住宅	公営住宅	
	公社賃貸住宅	
	UR賃貸住宅	
官庁施設	官公庁施設のうち庁舎	
総務省関係	情報通信関係施設	電気通信事業者及び放送事業者が役務の提供のために所有する施設及び設備
	郵便局施設	郵便局の施設及び設備
文部科学省関係	文教施設等	公立学校施設(専修学校・各種学校含む。)、私立学校施設(専修学校・各種学校含む。)、国立大学法人等施設(専修学校・各種学校含む。)、地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター)等全般、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構(日本科学未来館)、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構

分野		対象施設
厚生労働省関係	水道	水道施設(管路施設、浄水施設)
	医療	病院(独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関)
	福祉	社会福祉施設等(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設(保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等))
	雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設(職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター)※借受施設を除く
	年金	年金事務所
農林水産省関係	農業農村	農業水利施設(ダム、頭首工、水路、用排水機場、ため池等)、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設等
	林野	治山施設(保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等)、林道(橋梁、トンネル等)、海岸防災林、保健保安林等
	水産	漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等)、漁場の施設、漁業集落環境施設、海岸保全施設等
防衛省関係	自衛隊施設	防衛省が管理する施設